

令和8年度 学校開放事業(グラウンド)について

1 利用できる団体の条件

- (1) 構成員の半数以上かつ10人以上が村内在住・在勤・在学の団体
- (2) 団体の代表者が18歳以上であること

2 開放施設(屋外)

学校名	開放施設
白方小・照沼小・中丸小 石神小・舟石川小・村松小	グラウンド

※実施可能種目・使用可能備品については、[資料3](#)参照

3 開放期間・時間

- (1) 期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
- (2) 曜日 土日・祝日
※平日が祝日→祝日の利用団体が利用，土日が祝日→土日の利用団体が利用
- (3) 時間 午前…日の出～13時 午後…13時～日の入
- (4) その他

より多くの団体に利用してもらうため、同日に複数の施設を抑えることは控えてください。

また、総合体育館との利用重複にも御配慮ください。

4 利用不可日・条件付き開放日

※[村ホームページ 利用可否カレンダー](#)参照

→学校行事，特別開放，工事等による利用不可日及び条件付き開放日の変更については，村ホームページ「令和8年度村内の小中学校・高校施設を開放します！」の利用可否カレンダーを随時更新しますので，御確認ください。

年度途中で変更となる可能性がありますので，学校開放は「練習」での使用を基本とし，重要な試合等の行事については，他施設での開催を御検討ください。

5 利用日誌の記入

利用団体は，下表のとおり利用日誌を記入し，総合体育館へ提出してください。

回数	利用期間	提出期限
第1回目	R8.4.1(水)からR8.7.31(金)まで	R8.8.10(月)
第2回目	R8.8.1(土)からR8.11.30(月)まで	R8.12.10(木)
第3回目	R8.12.1(火)～R9.3.31(水)の分	R9.4.9(金)

※利用日誌の様式は，各利用団体に配付いたします。

6 学校施設利用にあたっての遵守事項（利用心得）

学校開放事業は、各学校の協力のもと、学校運営に支障の範囲で施設を使用させていただくものです。したがって、下記の事項を遵守していただくことが利用許可の条件となっておりますので、御理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、下記の遵守事項が守られていないと判断された場合や使用状況が悪質な場合は、当該施設の「開放中止」及び当該団体の「利用許可取消」となる可能性もございますので、団体内での周知徹底をよろしくお願いいたします。

- (1) 開放期間及び時間を厳守するほか、本事業の趣旨を理解の上、適正な利用を心掛けること。
- (2) 必ず年度当初に AED の設置位置を確認し、団体内で周知すること(資料 5)。
- (3) 感染症対策(当日の体調確認, 手洗い等)を徹底すること。
- (4) 学校開放に係る空き状況等の確認は生涯学習課へ問い合わせること。
- (5) 備品の借用や施設利用の詳細, 利用時間の延長(早朝利用等)については, 各学校に問い合わせること。
- (6) 施設利用後は, 利用日誌(各利用団体で保管)に必要事項を記入し, 期限までに総合体育館へ提出すること(資料 9)。※令和 8 年度より電子化を検討しています。(資料 8)
- (7) 利用団体間の活動枠を単発で交換・譲渡する場合は, 原則として利用団体間で調整すること。
交換・譲渡の際は, 実際に利用した団体が利用日誌にその旨を記入すること。
- (8) 自家用車は必ず指定の駐車スペースに駐車すること。
- (9) 私物を施設内に置いたままにしないこと。
- (10) グラウンドを良好な状態に保つため, 雨天時の利用は控えること。また, 泥がついた靴でアスファルト部分を歩かないこと。
- (11) 活動中に施設に損傷等が生じた, または損傷等を確認した場合は, 自団体の責任であるにかかわらず, 生涯学習課(不在時は総合体育館)へ連絡すること。(資料 7)
- (12) 活動中の怪我や事故には十分注意すること。なお, 活動中に怪我や事故が生じた場合は, 速やかに応急処置を講ずるとともに, 必要に応じて生涯学習課及び総合体育館へ連絡すること。
- (13) 施設利用後は, 片付け, グラウンド整備, 清掃, ゴミの持ち帰りを徹底すること。
- (14) 他団体と共同で利用する場合は, 片付け, グラウンド整備, 清掃, ゴミの持ち帰りを相互に協力して行うこと。
- (15) 学校敷地内や周辺で喫煙・飲酒を行わないこと。敷地外であっても近隣住民へ迷惑をかけないこと。
- (16) 活動後は話し込みせずに速やかに帰宅すること。
- (17) 活動前に村 HP で最新の利用不可日及び条件付き開放日を確認し, 団体内で共有すること。
利用日 1 週間前(同じ曜日)以降に変更があった場合のみ, 団体へ直接連絡します。
- (18) 一定期間, 施設を利用しないことを決定した場合は, 速やかに生涯学習課へ報告すること。
- (19) 各学校の利用上の注意事項については資料 4-1 を確認し, 団員へ周知の上必ず守ること。

問い合わせ

- 生涯学習課 文化芸術・スポーツ推進担当
- 総合体育館

TEL:029-287-0851
TEL:029-283-0673